

問い合わせ先
 県土マネジメント部建設業・契約管理課
 公共工事契約管理係
 0742-27-7425

令和3年度 第1回 奈良県入札監視委員会議事概要

開催日及び場所	令和3年7月27日（火） 奈良県庁5階第一会議室及びWebex	
委員	委員長 仁木 恒夫 熊谷 礼子 福井 英之 藤平 眞紀子 槇村 久子	
審議対象期間	令和2年12月1日～令和3年3月31日	
抽出案件	5 件	(備考) ○審議対象期間中の総契約件数、入札参加停止措置状況、入札契約制度の適正化に係る取組状況並びに談合情報の対応等について説明
一般競争入札	3 件	
指名競争入札	0 件	
随意契約	2 件	
委員からの意見・質問、それらに対する回答等	意見・質問	回答
	次 頁 以 降 参 照	
委員会による意見具申又は勧告の内容	<p>○抽出案件については、不正を疑わせる内容は確認できず、概ね妥当であると考えます。</p> <p>○今後とも談合防止などについて様々な制度を模索し入札制度の不断の改革に努めることとし、更なる競争性・透明性・公平性を確保し、技術評価を絡めるなどの方法により、県内優良業者の育成や不良不適格業者の排除を促進するとともに、価格と品質で総合的に優れた調達が確保されるよう、引き続き検討・見直しを進めていただきたい。</p> <p>○今後も県民の信頼に耐えうる入札制度の更なる改善に努めていただきたい。</p>	

質 問	回 答
案件1(天理ダム他CCTV設置工事)	
○河川監視カメラ設置工事等の電気通信工事を請け負う際の技術者の確保が困難だった理由について説明願いたい。	●近年の豪雨災害の頻発を踏まえた国や自治体の施策により、同種の工事が全国的に多数発注された結果、技術者の確保が困難となっている。
案件2(一般県道月瀬三ヶ谷線 道路改良工事)	
○同時期に工事が多く発注されたとのことだが、工事の発注件数が重ならないように工夫することはできないのか。	●債務負担行為や予算の明許繰り越しによる発注の平準化に向けた取組を行うとともに、年度当初に年度全体の発注計画を作成し計画的な発注に努めている。
案件3(交通信号機改良等工事・第7-1号、第7-2号、第8-1号、第8-2号、第15-1号、第15-2号、第16-1号、第16-2号)	
○工事を1号と2号で分離発注をおこなった理由と条件について説明願いたい。	●交通信号機器の製造・製作(以下、1号)と電気工事(以下、2号)に分離し、調達コストを下げるべく、役割を分け発注している。 ●1号については、交通安全施設又は電気設備の参加資格業種があることと、交通信号機器を製造・製作の実績がある業者を条件としている。 ●2号については、交通安全施設の参加資格業種があることと、奈良県内に本拠又は営業所を置いている業者を条件としている。
○1号について落札率が全て同率であるのはなぜか。	●各応札者は最低制限価格で入札をしている。1号の機器の製造・製作の最低制限価格の積算では、工事と異なり共通仮設費や現場管理費が含まれないため、最低制限価格／予定価格の比率が同じとなるため、結果的に落札率が同率となった。
○全ての業者が同額で入札した場合、どのように落札業者を選ぶのか。	●電子入札システム上、電子くじによって選ばれる。

質 問	回 答
案件4(一般国道168号 道路法面復旧工事)	
○一般国道168号道路復旧工事についても同業者が工事をおこなっている理由について説明願いたい。	●案件4の工事については、「災害時等における緊急対応業務に関する協定書」に基づき、奈良県十津川建設業協会あて災害緊急対応工事を要請したところ、同協会が当該契約者を指定したものである。一方、一般国道168号道路復旧工事については、当工事の工事着手の3日後に当工事の北側約3km地点で落石があり、早急に道路交通機能の復旧を行う必要があったため、当該路線の道路緊急維持業者(前記契約者と同一の業者)と随意契約をおこなったものである。
案件5(奈良まほろば館新拠点内装整備工事)	
○当工事の契約理由は、現場の状況に精通する業者であるということか。	●当該施設所有者との定期建物賃貸借契約の特約により、同施設の内装工事は、同者が指定する業者に限るとされている。当工事の随意契約理由は、本件工事が県が契約相手方を選定できる余地がないものと契約する場合に該当することである。
○特約にある賃貸人の指定する業者が工事をしなければならぬということが通常なのか。	●通常かどうかはわからないが、以前にも県が管理している建物で同様のことがあった。
○落札率が100%となっているが、あらかじめ予定価格を示しているのか。	●実施設計業務により作成された設計図書に基づき、当該施工業者に見積書の提出を求め、当該見積額を予定価格(=契約額)として随意契約を行った。
<p>(7/27県担当者の説明に対し、各委員より、案件5について、次の疑義が提起された。)</p> <p>○施工業者の見積額で契約をしているのか。その額の妥当性は検証していないのか。</p>	<p>(後日担当課である観光プロモーション課より補足説明資料の提出があったため、各委員に説明)</p> <p>●当該施工業者ではない第三者に実施設計業務を委託し、設計図書の作成及び概算工事費(A)の算定を実施。</p> <p>●第一に、概算工事費(A)について、公共工事予定価格の基礎資料となる「建築施工単価」を採用しているなど、過大な概算工事費になっていないことを確認。第二に、当該概算工事費(A)と施工業者からの見積額(B)(=予定価格)とを比較し、$A > B$を確認し、予定価格Bの妥当性を検証のうえ、随意契約を行った。</p>